

第7回教育委員会会議

令和5年5月26日
午後3時30分
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第49号 児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する
第三者委員会委員の委嘱について

議案第 49 号

児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する

第三者委員会委員の委嘱について

以下のとおり、「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会」委員の委嘱を行う。

1、委嘱理由

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項の重大事態に該当する事案の調査審議を円滑に実施していくため、弁護士を増員する必要がある。

2、委嘱する者

京都第一法律事務所 弁護士 細田 梨恵

3、選任理由

細田氏は、京都弁護士会の「子どもの権利委員会」に所属し、子どもの権利に関わる幅広い見識を有しており、かつ、いじめを始めとする子どもの権利に関わる事案の対応経験が豊富であることに加え、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会の専門委員として活動された経験もあるため、適任である。

4、委嘱期間

令和 5 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日まで

児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会委員名簿

太字は委嘱

区分	氏名	職業	位置付け
常設	阿部 彩	臨床心理士	学識経験者（臨床心理士）
常設	安藤 麻紀	臨床心理士	学識経験者（臨床心理士）
常設	石塚 謙二	元桃山学院大学教授	学識経験者（教育専門家）
常設	市原 滋比古	弁護士	学識経験者（弁護士）
常設	伊藤 俊樹	臨床心理士	学識経験者（臨床心理士）
常設	井上 寿美	大阪大谷大学教授	学識経験者（教育専門家）
常設	内田 純子	臨床心理士	学識経験者（臨床心理士）
常設	川上 範夫	臨床心理士	学識経験者（臨床心理士）
常設	岸本 由起子	弁護士	学識経験者（弁護士）
常設	笹倉 千佳弘	滋賀短期大学教授	学識経験者（教育専門家）
常設	澤村 律子	臨床心理士	学識経験者（臨床心理士）
常設	清水 周	弁護士	学識経験者（弁護士）
常設	曾我 智史	弁護士	学識経験者（弁護士）
常設	高橋 誠	弁護士	学識経験者（弁護士）
常設	西村 淑子	臨床心理士	学識経験者（臨床心理士）
常設	野澤 健	弁護士	学識経験者（弁護士）
常設	早川 僖太	弁護士	学識経験者（弁護士）
常設	藤木 邦顕	弁護士	学識経験者（弁護士）
常設	古川 知子	臨床心理士	学識経験者（臨床心理士）
常設	細田 梨恵	弁護士	学識経験者（弁護士）
常設	宮光 宗司	弁護士	学識経験者（弁護士）
常設	柳本 千恵	弁護士	学識経験者（弁護士）
常設	山下 晃一	神戸大学教授	学識経験者（教育専門家）

参 照

いじめ防止対策推進法（抄）

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2-3 省 略

執行機関の附属機関に関する条例（抄）

（設置）

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任事務
省 略	省 略	省 略
市長及び教育委員会	児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三 者委員会	児童、生徒又は幼児がその生命又は心身に著しく重大な被害を受けた事案に関する事項の調査審議並びに市長及び教育委員会に対する意見の具申に関する事務（他の所管に属するものを除く。）

児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する
第三者委員会規則（抄）

（趣旨）

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年大阪市条例第35号）第2条第2項の規定に基づき、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 省 略

2 委員は、学識経験者その他市長及び教育委員会が協議して定める執行機関が適當と認める者のうちから、当該執行機関が委嘱する。

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 省 略